

豊明市議会議員政治倫理審査会 審査結果の概要

1 審査請求内容

請求日 令和5年10月27日

審査対象 服部龍一議員 鈴木智和議員

審査事由 服部龍一議員に対する審査請求と、服部龍一議員及び鈴木智和議員に対する審査請求の2件の審査請求書の提出があり、審査事由の要旨は以下のとおり。

- ①当該議員2名は令和5年10月19日建設文教委員会視察において、視察の終了後の12時半頃の昼食にて、行程中にも関わらず飲酒をした。
- ②服部龍一議員は、16時半頃にその後帰庁した際に飲酒運転を疑われる状況で、自ら自動車を運転し帰宅した。

2 審査の結果

服部龍一議員及び鈴木智和議員（以下被請求議員2名という）は豊明市議会議員政治倫理条例（以下条例という）第4条第1号、及び第3号の基準を遵守することを怠った事実があると認定した。

鈴木智和議員に対しては、議長による口頭注意の措置（条例第9条第7項第1号）を議長に勧告する必要があると決定した。

服部龍一議員に対しては、一定期間の議会出席の自粛勧告の措置（条例第9条第7項第3号）を議長に勧告する必要があると決定した。なお、期間は令和6年2月26日より連続した7日間とし、対象は、本会議、委員会の出席並びに議員として呼ばれる行事への参加とすることと決定した。

3 審査の経過

第1回豊明市議会議員政治倫理審査会 令和5年11月22日（金）

- ・委員長・副委員長を互選し、委員長 清水義昭議員、副委員長 中堀りゅういち議員とした。
- ・審査会の進め方について協議し、傍聴及び審査方法について決定した。
- ・服部龍一議員のみに対する審査請求が審査会の審査に適するか否かについて協議し、審査対象となる該当条項のうち、条例第4条第2号を除き、条例第4条第1号及び第3号について審査に適すると決定した。
- ・被請求議員2名に対する審査請求が審査会の審査に適するか否かについて協議し、審査対象となる該当条項の条例第4条第1号及び第3号について審査に適すると決定した。
- ・2件の審査請求を同時に審査することを決定した。
- ・次回の審査会で、被請求議員2名に対し事情聴取及び弁明の機会を設けることを決定し

た。

第2回豊明市議会議員政治倫理審査会 令和5年12月15日（金）

- ・被請求議員2名に対し、事情聴取及び弁明の機会を設け、2件の審査請求にある審査対象となる事由を事実であると証言した。なお、新聞報道にあった、「2人でビール中瓶1本を飲んだ」との内容は、「2人でビール大瓶1本を飲んだ」の誤りであることを証言した。
- ・審査会は審査請求にある審査対象となる事由を以下のとおり事実と認定した。
 - (1)鈴木智和議員は、建設文教委員会行政視察において、視察終了後の昼食にて行程中にも関わらず飲酒したこと。
 - (2)服部龍一議員は、建設文教委員会行政視察において、視察終了後の昼食にて行程中にも関わらず飲酒し、帰庁した16時半頃に市役所駐車場にあった自家用車を、飲酒運転が疑われる状況で、自ら運転して帰宅したこと。
- ・審査会は認定した内容が、被請求議員2名ともに、条例第4条第1号及び第3号に抵触する行為であると決定した。

第3回豊明市議会議員政治倫理審査会 令和6年1月31日（水）

- ・審査会は条例第4条第1号及び第3号に抵触する行為が認定された場合の条例第9条第6項及び7項に定める議長に勧告する措置について協議し、以下の措置を勧告することに決定した。
 - (1)鈴木智和議員の行った行為に対しては、本人も認めており深く反省していると受け取れた、公務であるその視察行程中は品位を保つべき等の意見があり、条例第9条第7項第1号議長による口頭注意の措置を議長に勧告する必要があると決定した。
 - (2)服部龍一議員の行った行為に対しては、飲酒運転を疑われる状況で車を運転して帰宅したことは不適切な行動である、議会における役職の辞任を自主的に行っており反省もしている等の意見があり、条例第9条第7項第3号一定期間の議会出席の自粛勧告の措置を議長に勧告する必要があると決定した。なお、期間は令和6年2月26日より連続した7日間とし、対象は、本会議、委員会の出席並びに議員として呼ばれる行事への参加とすることと決定した。

以上により、本審査請求について、条例第9条第12項の規定により、審査結果の概要を公表いたします。

令和6年4月1日

豊明市議会議員長 鶴 飼 貞 雄